

# 「商用暗号管理条例」(2023年改正)の概要および留意点

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2023年9月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所

調査部

**【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 1. はじめに

2023年4月27日、国務院は、「商用暗号管理条例<sup>1</sup>」を改正、公布しました（以下「本条例」、2023年7月1日施行）。本条例は、1999年に公布・施行された「商用暗号管理条例」（以下「旧条例」）を改正するものです。

商用暗号に対する管理、規制は、2020年1月1日に施行された「暗号法」により、大きく変更されており、今回の「商用暗号管理条例」の改正は、「暗号法」の枠組みのもと、商用暗号に関する検査測定認証、電子認証、輸出入、応用促進等について、詳細を規定するものとなっています。また旧条例で規定されていた、商用暗号製品の科学研究、生産、販売、使用および輸出入に関する事前の監督管理制度は、「暗号法」にあわせて、今回の改正で原則として削除されました。

以上をふまえ、まずは、「暗号法」で規定された商用暗号に対する管理、規制の枠組みについて、解説した後、本条例の概要を紹介し、日系企業の留意点を説明します。

## 2. 「暗号法」で規定された商用暗号に対する管理、規制の枠組み

### (1) 商用暗号の定義など～国家機密等にはかかわらないレベルの暗号

「暗号法」は、「核心暗号」、「普通暗号」、「商用暗号」と、暗号を3つのカテゴリーに分類して管理しています。ちなみに、「暗号」そのものについては、特定の変換方法を使用して情報等に対し暗号化による保護、安全認証を行う技術、製品およびサービスをいうとしています（暗号法2条）。

核心暗号と普通暗号は、国家機密にかかわる情報の保護に使用する暗号で（同7条1項）、こうした暗号自体も国家機密に当たるとされています（同7条2項）。

他方、商用暗号は、こうした国家機密には該当しない情報の保護に用いる暗号です（同8条1項）。ちなみに、旧条例においては、商用暗号技術は国家機密に属する（旧条例3条）とされていましたが、「暗号法」および本条例には、そうした規定はなく、公民、法人およびその他の組織は、法により商用暗号を使用しネットワークおよび情報の安全を保護することができる（暗号法8条2項）と明記されています。

### (2) 商用暗号の科学研究、生産、販売、サービス～外資に対する平等な取扱や奨励などを規定

政府（各級人民政府およびその関連部門）は、外商投資企業を含む商用暗号の科学研究、生産、販売、サービス、輸出入等に係る事業者を法により平等に扱わなければならないとされています（無差別原則）。また、国は外商投資の過程において、自由意思の原則およびビジネスルールに基づき商用暗号に係る技術協力を行うことを奨励すること、行政機関およびその職員は、行政の手段を利用して商用暗号技術の譲渡を強制してはならないこと等も

---

<sup>1</sup> 中国語：商用密碼管理条例

規定されています（以上暗号法 21 条 2 項）。

一方で、商用暗号の科学研究、生産、販売、サービスおよび輸出入は、国の安全、社会公共の利益または他者の合法的権益を害するものであってはならないともされています（同 21 条 3 項）。

### **(3) 商用暗号業務は国家標準等への合致が必要**

商用暗号業務に従事する事業者が商用暗号に関する活動を行う場合、関連する法律、行政法規、商用暗号強制国家標準および当該業務に従事する事業者の公開標準の技術要求に合致していなければならないとされています（暗号法 24 条 1 項）。

### **(4) 重要情報インフラと商用暗号**

商用暗号製品は、重要情報インフラにおける通信等、国の安全、国の経済および国民の生活、社会公共の利益に関わる形で使用されることがあります。こうした状況をふまえ、国の安全、国の経済および国民の生活、社会公共の利益に関わる商用暗号製品については、製品リスト（「ネットワーク重要設備およびネットワーク安全専用製品リスト」）への掲載が必要とされます。また、こうした商用暗号製品については、一定の検査認証機関による検査測定および認証に合格した場合に限り、販売または提供することができるともされています。

ただし、こうした商用暗号製品の検査測定および認証には「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の関連規定を適用するとともに、検査測定および認証の重複の回避が図られています（以上暗号法 26 条 1 項）。

また、商用暗号サービスにおいて、ネットワーク重要設備およびネットワーク安全専用製品を使用する場合について、商用暗号認証機関による当該商用暗号サービスに対する認証に合格しなければならないとされています（同 26 条 2 項）。

さらに、「重要情報インフラの運営者」については、商用暗号を使用して保護を行い、自らまたは商用暗号検査測定機関に委託して商用暗号応用安全性評価を行わなければならないと規定しています（同 27 条 1 項）。

なお、上記の製品リスト（ネットワーク重要設備およびネットワーク安全専用製品リスト）は、2017 年に公布されていましたが、2023 年 7 月 3 日に改正されています<sup>2</sup>。

### **(5) 事前の厳しい監督管理から「事中事後監督管理」へ**

旧条例では、商用暗号（製品）は、形式および文言上は、事前に厳しく管理する形となっていました。すなわち、国家は、商用暗号製品の科学研究、生産、販売および使用に対して専門の統制管理を実行するとされ（旧条例 3 条）、商用暗号製品の販売は、許可を受けた事業者のみが行うこと（同 10 条）、商用暗号製品を販売する時は、商用暗号製品を直接使用するユーザーの名称（氏名）、所在地（住所）、組織機構コード（住民身分証明書番号）および

<sup>2</sup> <https://news.cnstock.com/news,bwqx-202307-5085146.htm>

1台ごとの商用暗号製品の用途を登録し、かつ登録状況を国家暗号管理機関に届け出ること（同12条）、暗号製品および暗号技術を含む設備を輸入し、または商用暗号製品を輸出するときは、国家暗号管理機関の認可を受けること（同13条）、いかなる事業者または個人も、国家暗号管理機関が認可した商用暗号製品のみ使用することができ、自らが研究製作し、または国外で生産された暗号製品を使用してはならないこと（同14条）、国外の組織または個人が、中国国内で暗号製品または暗号技術を含む設備を使用する場合は、原則として国家暗号管理機関に届け出て認可を受けなければならないこと（同15条）等、いわゆる事前の監督管理（許認可等）に関する事項が多数規定されていました。ただし、実際の運用としては、必ずしも厳格に運用執行されてきた訳ではなく、これらの許認可手続は、その後、順次取り消されています<sup>3</sup>。

これに対して、「暗号法」では、事前の（厳しい）監督管理ではなく、「事中事後監督管理制度」を中心とする管理制度への転換の方向性が示されました。すなわち、監督管理の軸は、基本的に当局（暗号管理部門）による日常的な監督管理と無作為抜取検査とされ、また、これと合わせて統一された商用暗号監督管理情報プラットフォームの構築や、事中事後監督管理と社会信用システムとの整合の推進などを通じた当事者（商用暗号業務に従事する事業者）の「自律」や「社会による監督」の強化も規定されています（暗号法31条1項）。

なお、旧条例に規定されていた上記の商用暗号に対する事前監督管理に関する規定は、今回の改正で削除されています。

#### **(6) 商用暗号の輸出入～ネガティブリストによる規制に**

旧条例では、暗号製品および暗号技術を含む設備を輸入する、または商用暗号製品を輸出するときは、認可を要する旨（旧条例13条）が規定されており、かつ「暗号製品および暗号技術を含む設備」および「商用暗号製品」の範囲が必ずしも明確ではないという状況がありました。

これに対して、「暗号法」では、商用暗号の輸出入に関し、一部の限定された商用暗号についてのみ、リスト管理を行うことが規定されました。すなわち、国の安全、社会公共の利益にかかわり、かつ暗号化による保護機能を備えた商用暗号について輸入許可を実施し、国の安全、社会公共の利益または中国が負担する国際義務に関わる商用暗号について、輸出管理規制を実施すること、商用暗号輸入許可リストおよび輸出管理規制リストは、国务院商務主管部門が国家暗号管理部門および税関総署と共に制定し、かつ公布することが規定されました（暗号法28条1項）。

また、大衆向け消費類製品に採用する商用暗号には、輸入許可および輸出管理規制制度を施行しないと規定されています（同28条2項）。

---

<sup>3</sup> 「一部行政許可事項の取消に関する決定」（国発〔2017〕46号、2017年9月22日公布、施行）、「商用暗号製品の管理方式の調整に関する公告」（国家暗号管理局・国家市場監督管理総局第39号、2019年12月30日公布、施行）

上記の規定を受け、商用暗号の輸入許可リストと輸出管理規制リストは、2020年11月26日に公布されています<sup>4</sup>（同リストの解説は、こちらを参照

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/2600bae53b7255f4/20210037\\_04.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/2600bae53b7255f4/20210037_04.pdf)）。

なお、商用暗号は、国際的に両用品目、WTO協定の安全保障例外に該当し得るとして、その後、上記のうち商用暗号の輸出管理規制リストは、輸出管理法に基づく両用品目リストにも記載されています（詳細は、こちらの解説記事を参照

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/2600bae53b7255f4/20210037\\_05.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/2600bae53b7255f4/20210037_05.pdf)）。

### **(7) 電子政務(e-government)における電子認証サービスと商用暗号**

政府（国家暗号管理部門）は、商用暗号技術を採用して電子政務電子認証サービスに従事する機関に対する認定を行い、関連部門と共に政務活動において使用する電子署名、データ電文の管理を担当するとされています（暗号法29条）。

## **3. 改正後の「商用暗号管理条例」の概要**

冒頭で述べたとおり、本条例は、「暗号法」で示された商用暗号の管理に関する枠組みにあわせて、「商用暗号管理条例」を改正するもので、旧条例の規定内容から、大きく変更されています。以下、概要を説明します。

### **(1) 本条例の適用対象**

本条例の適用対象は、中国国内での商用暗号の科学研究、製造、販売、サービス提供、検査測定、認証、輸出入、応用等とされています（本条例2条1項）。暗号法における商用暗号に関する規定の適用範囲とほぼ同様と言えます。

### **(2) 商用暗号技術に対する「審査鑑定」～国家による「国家機密」としての管理からの移行**

「商用暗号技術」について、政府（国家暗号管理部門）は、「（法律、行政法規および国の関連要求により）商用暗号を使用して保護することが求められる」ネットワークおよび情報システムにおいて使用される暗号アルゴリズム、暗号プロトコル、暗号鍵管理システム等の商用暗号技術に対して、審査鑑定を手配すると規定されています（同9条）。

この点、旧条例においては、「商用暗号技術は国家機密である」と明文で規定されており（旧条例3条）、国により管理されていました。本条例においては、当該内容が削除されたほか、「暗号法」同様、行政機関による商用暗号技術の譲渡の強制が禁止されました（本条例7条3項）。

---

<sup>4</sup> 「商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リストおよび関連管理措置に関する公告」商務部・国家暗号管理局・税関総署公告2020年第63号。2020年11月26日公布、2021年1月1日施行。

なお、どういう場合がこうした「商用暗号を使用して保護することが求められる」場合に当たるかについては、暗号法や本条例などの暗号関連の法令のほか、ネットワーク安全等級別保護に関する法令等や重要情報インフラ安全保護に関する法令等<sup>5</sup>にも規定が存在することから、こうした関連法令等とも併せて具体的な審査鑑定の対象を検討することになると考えられます。

### **(3) 商用暗号の検査測定、認証**

「暗号法」では、国は、商用暗号検査測定認証システムの構築を推進し、商用暗号検査測定認証技術に係る規範、規則を制定し、商用暗号業務に従事する事業者が自ら商用暗号の検査測定および認証を受け、市場における競争力を高めることを奨励する、と規定されています（暗号法 25 条 1 項）。

本条例では、商用暗号の検査測定機関、認証機関について、それぞれ許認可を取得するための要件、手続等が詳細に規定されています（本条例 14 条、18 条）。

### **(4) 電子認証と商用暗号**

実務において電子認証の重要性が増している状況を踏まえて、本条例では、電子認証サービスについて、関連する規定を設けています（本条例 22 条から 30 条）。

すなわち、商用暗号技術を採用して電子認証サービスを提供するにあたっては、暗号の使用に相応しい場所、設備施設、専門人員、専門能力および管理体系を有しており、国の暗号管理部門が暗号使用に同意した旨の証明文書を法に基づき取得すること（同 22 条）、電子認証サービス機関は、法律、行政法規および電子認証サービス暗号使用技術規範、規則に従い、暗号を使用して電子認証サービスを提供し、その電子認証サービスにおける暗号の使用が要求に継続的に合致することを保証すること（同 23 条）が規定されています。

また、電子政務（e-government）における電子認証サービスについては、商用暗号技術を採用して電子政務電子認証サービスに従事する機関は、国の暗号管理部門の認定を受け、法に基づき電子政務電子認証サービス機関の認定を受けなければならないとされています（同 24 条）。加えて、外商投資電子政務電子認証サービスにより、国の安全に影響がおよびまたは影響が及ぶおそれがある場合は、法に基づき外商投資安全審査を受けなければならないとされています（同 27 条）。

---

<sup>5</sup> 具体的には、「信息安全技術 ネットワーク安全等級制保護基本要求」（GB/T 22239-2019）において、各等級について暗号技術・製品の使用が必要である場面が規定されており、「ネットワーク安全等級制保護および重要情報インフラ安全保護制度の徹底実施の指導意見」において、3 級以上のネットワークの場合の暗号技術の使用と重要情報インフラにおける暗号での保護に関する規定が置かれています。また、本稿作成時点で、正式な法令として公表されていないものの、「ネットワーク安全等級別保護条例（意見募集稿）」においても、暗号の使用に関する規定が置かれています。

#### **(5) 商用暗号の輸出入**

本条例では、上で述べた「暗号法」における商用暗号の輸出入に関する規制の枠組み（①国家安全、社会公共利益に関わり、かつ暗号化保護の機能を有する商用暗号について、商用暗号輸入許可リストに掲載し、輸入許可制を実施すること、②国家安全、社会公共利益に関わり、または中国が国際義務を負う商用暗号について、商用暗号輸出管理リストに掲載し、輸出管理を実施すること。上記 2. (6) 参照。）に従い、輸出入手続の詳細を規定しています。これらのリストに掲載された商用暗号については、商務部（國務院商務主管部門）に対して輸出入許可証を申請し、税関に対して輸出入許可証を提出して輸出入すること等が規定されています（本条例 32 条、33 条）。

#### **(6) 商用暗号の応用の促進、重要情報インフラに関する管理**

本条例では、商用暗号の新たな分野への応用に対する支援（本条例 36 条）、国による商用暗号促進調整体制の構築、商用暗号の応用に対する統括指導の強化（同 37 条）等、商用暗号の応用を促進するための規定も置かれています。

特に、重要情報インフラ運営者については、以下の規定が置かれ、厳格に管理されており、注意が必要です。すなわち、重要情報インフラの運営者は、商用暗号を使用して保護を行い、商用暗号応用方を策定し、必要な資金および専門人員を手配し、商用暗号保障システムを同時に計画し、同時に建設し、同時に運営し、自らまたは商用暗号検査測定機関に委託して商用暗号応用安全性評価を実施すること、重要情報インフラは、商用暗号応用安全性評価に合格しなければ運営を開始することができず、運営開始後は少なくとも年に 1 回評価を行い、評価状況を国の関連規定に従い国の暗号管理部門または重要情報インフラの所在地の省、自治区、直轄市の暗号管理部門に提出し届け出ることとされています（同 38 条）。

また、法令により商用暗号を使用して保護を行うことが要求されている重要情報インフラに関しては、使用する商用暗号製品、サービスは、検査測定・認証に合格していなければならない、使用する暗号アルゴリズム、暗号プロトコル、暗号鍵管理システム等の商用暗号技術は、国の暗号管理部門の審査鑑定に合格することが要求されています（同 39 条）。

さらに、重要情報インフラの運営者は、商用暗号に関わるネットワーク製品およびサービスを調達し、国の安全に影響が及ぶおそれがある場合は、法に基づき国家安全審査に合格することが要求されています（同 40 条）。

一方、一般のネットワーク運営者については、国のネットワーク安全等級制保護要求に従い、商用暗号を使用してネットワークの安全を保護すること（同 41 条）が求められています。

### **4. 日系企業にとっての注意点**

上記のとおり、商用暗号に関する管理、規制は、旧条例で定められた内容に比べると、「暗号法」および本条例により、規制対象、行為が限定され、より明確になったということがで



きます。中国で事業活動を行う日系企業にとっての主な注意点としては以下があげられます。

### **(1) 商用暗号製品、サービスの取扱と法令による管理・規制**

中国において、商用暗号製品の販売や商号暗号サービスに従事する場合は、「暗号法」や本条例で定められている管理や規制への留意が重要です。

強制国家標準等に規定する技術要求への合致の要求、商用暗号の検査測定および認証の推奨のほか、特に国の安全、国の経済と人民の生活、社会公共の利益に関わる商用暗号製品は、製品リスト（ネットワーク重要設備およびネットワーク安全専用製品リスト）に掲載が必要とされること、一定の検査・認証機関による検査測定・認証に合格した後に限り、販売または提供することができる点などには注意が必要です。

### **(2) 商用暗号の輸出入**

商用暗号の輸出入は、旧条例に規定されていた内容から大きく変更され、国の安全、社会公共の利益等にかかわる商用暗号に限定した形でリスト管理されることになりました。商用暗号製品等を輸出入する場合、商用暗号輸入許可リストや商用暗号輸出管理リスト、および輸出管理法に基づく両用品目リスト（上記の 2. (6) 参照）を参照し、該当する製品等があれば、許認可を申請することが必要です。

### **(3) 重要情報インフラ運営者**

重要情報インフラ運営者に対しては、商用暗号の関連法の観点からも厳格な管理、規制がなされています（上記の 3. (4) 参照）。日系企業で、重要情報インフラ運営者に該当する事業者は多くはないという理解ですが、仮にこれに該当する場合には、関連規制に留意する必要があります。また、重要情報インフラ運営者と取引を行う事業者についても、重要情報インフラ運営者にこうした義務が課されているということを十分に理解したうえで、取引等を進めることが望まれます。

以上

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本 茂彦  
弁護士 鈴木 幹太  
中国律師 柴 巍

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230018>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp